

公明党議員団を代表して質問致します。

始めに、7月に起きた九州北部豪雨による洪水被害で被災された方々へ心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

また、国連決議に違反してミサイルの発射実験や、核実験など度重なる暴挙を繰り返している北朝鮮に対して強い憤りを表明するとともに、国際機関および関係各国による国際的な連携を強めて圧力を強化した上で、最終的に外交的解決に向けての取り組みを求めます。

それでは質問に入ります。

始めに、新庁舎・現庁舎・区民事務所について提案並びに質問をします。

先般の新聞報道では北区役所新庁舎建設に向け、北区が印刷局王子工場用地の一部を取得するために、独立行政法人国立印刷局と「国立印刷局王子工場用地の一部取得に関する協定書」を締結したと報道がありました。

新庁舎建設のためようやく、土地の取得に向けて走り出したという事で大変喜ばしいことだと思います。今回の締結内容では平成35年度を目途に土地の売買契約を行うことになっています。新庁舎完成まで、約10年間という見込みとのことでした。

いままで、私も様々な委員会で新庁舎建設まであと何年後かとの質問に、数年前よりあと10年後を目途にという答弁がなされてきましたが、計画通り進むと現実的にあと10年後に新庁舎が完成するという大変希望の持てる状況になったと感じています。

そこで、具体的な新庁舎の計画はまだ先の事だとは思いますが、北区以外の公共施設を新庁舎に入れることを提案します

例えば、国や東京都の出先機関である税務署・法務局・公共職業安定所・労働基準監督署・年金事務所・都税事務所や都の第6建設事務所の出張所などと一体化した合同庁舎方式はどうでしょうか。区内にあるこれらの施設も老朽化が進んでおり、新庁舎が出来れば一緒に入りたいと考えているところも多いと思います。

また、様々な機関が一カ所にあるほうが区民にとっても大変に利便性が良く、国や都との交流が促進されることによる効率的な行政の実現や、災害時の対応・復興拠点となり得る庁舎となるのではないのでしょうか。

先進的な事例として神奈川県平塚市の新庁舎計画があります。平塚市の旧庁舎は昭和39年に建設され、当時築49年以上が経過していた市庁舎と、国合同庁舎を一体的に整備した全国初の事例として、現在建設が進められています。この庁舎の導入施設として市役所各部局、市議会議場、税務署、公共職業安定所、労働基準監督署が入る計画であったとのことでした。

当然、国の機関が入る事により国からも整備委託費が出ると聞いています。ご検討ください。

また、国や都の公共機関だけではなく、区内の各種団体や民間の会社事務所などもテナントとして入居出来るようには、出来ないでしょうか。

豊島区は分譲のマンションが高層階にあり、将来の建て替え時にはさまざまな困難な状況が出てくるのではと思いますが、賃貸のテナントであれば家賃も定期的に入るし将来の建て替え計画にもさほど支障が出ないのではと思いますがいかがでしょうか。

次に、新庁舎建設では避けて通れない石神井川の臭気対策です。平成 25 年第 4 回定例会代表質問で、「臭いものに蓋ということわざがあるが、蓋をすることは出来ないのかと」という質問をしたことがあります。先般出された王子のグランドデザイン案では水運の利用などが盛り込まれているために蓋は出来ないだろうと思います。当時の区長答弁では「臭気対策については、現在、水流発生装置により、スカムの発生を抑制する実験をしているが、梅雨や台風などにより河川が増水する時期となる六月から十月までの出水期には装置を撤去する必要があるため、この時期において雨が少ないとスカムが発生しやすい状況になっている。引き続き、現在の対策を継続するとともに、出水期の臭気の解消に向けて検討を行う。なお、スカムの発生を抑制するため、下水道局では現在、国家公務員宿舎跡地を利用して、合流改善のための雨水貯留施設の整備を予定していると聞いている。」との事でしたがあれから 4 年、臭気は全く改善されていません。残り後 10 年、抜本的な臭気対策を東京都と行わなければなりません。今後どのような計画で臨むのか、また決意で臨むのかお示してください。

さて、次に現庁舎の問題です。新庁舎が 10 年後に完成予定ということは、この議場に居る何人ぐらいが新庁舎で仕事をするのか、と思わず議場を見渡してしまいます。そこで、今後 10 年以上、現庁舎に来庁する区民や仕事をする職員が、安心して快適に過ごせる環境づくりも必要ではないでしょうか。先日の全員協議会で議場の照明が切れるという事態も発生しています。そこで、庁舎の照明の LED 化、トイレの様式化、温水洗浄便座の取り付け、オストメイト対応トイレの設置、空調設備の更新、書架の固定など震災対策、防災対策、更なるバリアフリー化、水の出ない庭の噴水の措置などの対策はどう考えているのかお答えください。

赤羽区民事務所が、赤羽駅南口の高架下に移転をして半年以上がたちます。先日私も、新しい区民事務所に立ち寄り諸手続きをしてきました。とても広いフロアで今までの区民事務所と比べ環境がとても良くなったとの印象をもちました。

しかし、王子の区民事務所の待ち時間の解消には繋がらなかったと聞いております。せっかく、赤羽エコー広場館の方々のご理解を得て、王子区民事務所の混雑緩和の為に移動したのに大変残念な事です。これは、赤羽駅東口や西口からの導線のサインが整備されて

いないのが原因の一つではないでしょうか。特に区民事務所の利用者は他地域などから初めて訪れる方が多く、公明党会派からも予算委員会でサイン設置を強く要望してきましたが、中々目立つように、目立つところに、気づくところに設置がされないままです。もとより、公共施設が移転することで、初めての段階では丁寧な案内が必要であることは論を待ちません

また、公共施設に迷わず行けるような公共サインの設置は、区ではどのような検討がされてきたのかお示してください。

サインの設置は、迅速になされるべきで、検討に時間をかけることは、適当ではないと思いますが、区長はいかがお考えでしょうか、お答えください。

もう一つの要因として、子育て支援や年金、国保の手続きの際、王子の本庁舎に行かなければならないということがあるのではないのでしょうか。赤羽の区民事務所であれば、子育てや、国保年金の担当職員が配置されても十分なスペースがあると思いますが、職員の配置をしての手続きは出来ないのでしょうか。また、職員配置は難しいという事であれば、タブレット端末を置いてテレビ電話方式で手続きが出来ないのでしょうか。以上お答えください。

2点目に、住宅宿泊事業法いわゆる民泊新法についてお尋ねします。

この法律は、今年6月に国会で可決され来年の6月までに施行されます。違法民泊が増えて住民トラブルが起こる中、事業者の届け出義務や年間営業日数180日までの規制、騒音やゴミ出しなどの迷惑行為を防止し、国の成長戦略の柱として成立されたと聞いています。初めに、これまでの北区内の違法民泊に関してのトラブルはどうだったのかお答えください。

民泊襲来・21区が「住民トラブル懸念」という都政新報の連載記事の中で、「北区は旅館業法に基づく宿泊施設の過去10年間の推移を挙げ『06年度から16年度の10年間で1件しか増えておらず、都心区よりも観光拠点が乏しい北区でどれだけの民泊需要があるのか不明』として、経営面を疑問視している。」との取材記事が載っていました。これは、つまり北区では今後も宿泊施設の需要は見込めないのか、民泊の届け出もあまり無いだろうということでしょうか。本当にそうでしょうか？

私の知る限り、王子や赤羽にホテルの建設がそれぞれ始まっているし、交通の利便性を考えると、北区の見解は甚だ疑問ですが、今後の見通しをお聞かせください。

今まで旅館など宿泊施設が認められていなかった住居専用地域に届け出だけで、宿泊事業がされる事は、区民生活に多くの懸念が予想されます。その一つが、分譲マンションです。この法律が施行されると、マンションの区分所有者が事業者として届け出た場合、営業が可能となります。これを、防ぐ手段としてこの法律が施行される前にマンションの管理規約改正を行う必要が出てきます。私が知る区内の分譲マンションでは、7月の総会で民泊

禁止の管理規約改正を行いました。

そこで、法が施行されて無用なトラブルが発生しないように区内の分譲マンションの管理組合に対して、これらの予防的措置が出来る旨のお知らせをすべきだと思いますがいかがでしょうか。

また、この法律では都道府県が行う住宅宿泊事業者の届け出事務に関して希望する区が事務処理を担う「手上げ方式」が採用されていますが、北区としてどうするのかお聞かせください。

また、この法律では保健所を持っている自治体は、営業日数を条例で定める事が出来るとありますが、法の施工後民泊に関するトラブルが出た場合、営業日数などの制限を設ける措置は速やかに検討すべきと考えますがいかがでしょうか。

3点目に、防災対策についてお伺いします。

2年前の9月、茨城県常総市付近では10日早朝より鬼怒川の数か所で越水や堤防からの漏水が発生し、12時50分には同市三坂町で堤防1か所が決壊しました。これにより常総市では鬼怒川と小貝川に挟まれた広範囲が水没し、死者2名、負傷者40名以上の人的被害のほか、常総市役所本庁舎が浸水したのをはじめ、全半壊家屋5000棟以上という甚大な被害が発生しました。これは、日本海を北東に進む温帯低気圧に太平洋上から湿った暖かい空気が流れ込み、日本の東の海上から日本列島に接近していた台風17号から吹き込む湿った風とぶつかったことで線状降水帯が発生し鬼怒川上流域で630ミリ以上の雨が降ったためと言われています。

国土交通省荒川下流河川事務所は荒川の上流域に3日間に660ミリ以上の雨が降ると荒川の堤防が決壊する恐れがあるとしています。先日、新たな洪水ハザードマップも各戸に配布され、前のバージョンより一層広く・深く浸水する想定となっています。

これらの洪水被害のうち人的被害を未然に防ぐために事前防災行動計画、いわゆる荒川下流タイムラインを北区、板橋区、足立区をモデルエリアとして、平成26年8月から全国に先駆けて検討を行い、平成27年5月に全国初の本格的なタイムライン試行案をとりまとめ、運用しました。その後も、運用及び机上演習の結果等を踏まえ、検討会やワーキンググループによる検討を行い、平成28年3月に荒川下流タイムライン試行版をとりまとめ、台風の際に運用しています。

平成28年からは、対象エリアを荒川下流部の洪水浸水想定区域にある全ての市区に拡大をして検討を行い、平成29年出水期より検討対象を16市区に拡大した拡大試行版を運用しているとのこと。これらの、取り組みのより一層の拡充を望んでいます。

そこで、避難行動要支援者への対応や福祉施設等の避難支援の実施など、具体的に災害弱者と言われている方々や施設利用者への対応はどうなっているのか教えてください。

次に、国土交通省関東地方整備局下館河川事務所では先ほど話した 2 年前の常総市での洪水被害を受け、本年 5 月から「大規模洪水からの『逃げ遅れゼロ』に向けてマイ・タイムライン」を周辺自治体と共に検討しています。マイ・タイムラインは、住民一人ひとりのタイムラインであり、台風の接近によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、取りまとめるものです。時間的な制約が厳しい洪水発生時に、行動のチェックリストとして、また判断のサポートツールとして活用されることで、「逃げ遅れゼロ」に向けた効果が期待され、地域単位で検討会を開催しています。

マイ・タイムラインの検討過程では、住民一人ひとりが、自分自身に合った避難に必要な情報・判断・行動を把握し、マイ・タイムラインを作成した時には、いわば「自分の逃げ方」を手に入れられるよう取り組んでいくことが重要であるとしています。マイ・タイムラインを作成できる教材として「マイ・タイムラインノート」を提案しており、下館河川事務所のホームページからダウンロードが可能です。

北区でも、関係住民に自主防災組織を通してマイ・タイムラインの取り組みを実施すべきだと考えますがいかがでしょうか。

次に、防災備蓄倉庫について質問をします。これまでの震災や災害などで北区からも被災地へ物資が運ばれましたが、荷物の積み込みなどフォークリフトを使い効率的に行うことが出来る防災備蓄品のヤードが必要ではないでしょうか。現在、首都直下地震などに対応するために、圏央道の拠点に運送業界と関係自治体が今後ヤードの整備を進めるとの事ですが、東北道、常磐道、関越道などの交通要所を抱える北区に荷物の積み替えが行えるヤードを整備出来ればスムーズに区内や都内の被災場所へ運べる事が出来るようになります。

そこで、首都高速の出入り口や隅田川の水運の利用も出来る、堀船の首都高速の高架下に設置出来ないでしょうか。そのためにも、明治通りに出られる橋の整備が必要となりますが、都内の被災場所に救援物資を運ぶ拠点としての整備ということで東京都に理解を求めて整備費の負担を求めることも可能ではないでしょうか。また、このヤードの屋上には地域住民の方々が利用できる多目的広場を作れば地域のためにもなるのではないのでしょうか、区長の考えをお聞かせください。

次に、首都直下型地震で想定される木密地域の火災から住民を守る延焼遮断道路として、また、先ほど提起させて頂いた荒川の氾濫時の避難路としても有効である都道補助 86 号線や 73 号線並びに、朝夕交通渋滞を引き起こして北區民が一日も早い完成を願う十条の連続立体交差事業について質問します。

これらの事業で一部の勢力から事業認可取り消しを求める裁判が起こされています。また、北区議会として構造形式に拘わらず早期の実現を求めることが全会派一致で採択され

たにも拘わらず、事業主体者である東京都が決定した高架式の構造形式に対して反対をしているのが日本共産党です。まことに残念なことです。

特に 86 号線に関して、都議会選挙期間中に一見して「裁判で和解が成立して、道路計画が中止になる」というような内容と見て取れるようなビラが配られたりして、関係地域の住民を困惑させている団体もあるようです。これらの防災道路は大きな災害が来る前に完成する事が北区の多くの人の命を守る事になると思います。

そこで、質問ですが早期の完成が望まれる 86 号線・73 号線・埼京線の連続立体交差事業の進捗状況はいかがでしょうかお答えください。

4 点目に、障がい者・高齢者施策について質問します。

区有施設について、ここ数年間にスロープの設置などバリアフリー化が進み障がい者の方々も利用しやすい環境づくりが行われて来ていると考えています。また、2020 東京オリパラを 3 年後に控え障がい者に対する合理的配慮が求められていると思います。今年、3 年ごとの施設利用料金の改定の時期でもあり、かねてより公明党が要望をさせて頂いてきたように、区有施設の利用料金を高齢者と同じように減免して、尚且つ同行する介助者は無料にすることを提案しますが、いかがでしょうか。23 区内でも 2/3 の区が実施していますので区長の英断を期待します。

次に、駅周辺を視覚障がい者の方が安心して歩行できる環境の整備を提案します。ご承知のように、道路に敷設されている点字ブロックは、視覚障がい者にとって白杖や足の裏で感じ取れる大切なサインです。私は、昨年北区障がい者福祉センターで行われた作品展で「視覚障がい者」の体験が出来るコーナーでアイマスクをして、介添えの方に手を引かれて室内ではありましたが、段差や坂道、狭い通路や、点字ブロックの上を歩く体験をさせてもらいました。その時感じたのは、足の裏がいかにか段差や点字ブロックを認識するのか！という事です。もちろん、靴を履いてです。点字ブロックが視覚障がい者にとっていかに大事なツールなのか改めて認識した次第です。そこで、特に駅周辺の道路には点字ブロックはもとより交差点には視覚障害者が横断歩道から外れることなく道路を横断できるように配慮された設備であるエスコートゾーンの設置をお願いします。これは、道路に斜めに敷かれた横断歩道や直角に交わらない変則的な交差点などでは、対岸の適切な位置に視覚障害者を誘導するために有効です。是非、設置を求めますがいかがでしょうか。

次に、赤羽北 2 丁目の旧子供プール跡にエレベーターの設置についてです。何度も質問していますので、又かと思われるかも知れませんが、地域からの強い要望もあり質問します。前回の質問の答弁では「エレベーターの設置につきましては、利用される方が限定されること、崖地の高低差が約十メートル以上あり、多額の設置費用及び管理費用がかかるものと認識しておりますので、今後の研究課題とさせていただきます。」という事でした。

現在、子供プールの崖上には特別養護老人ホームさくら荘と保育園、赤羽北シルバーピアが建設され供用も開始されました。これらの施設利用者はもとより、赤羽北 3 丁目の都営住宅や桐ヶ丘の都営住宅の方々も、利用可能となり、利用される方が限定される事はないと思いますし、北赤羽駅の赤羽口にいよいよ地域住民悲願のエレベーターの設置も本格的に決まり 2020 東京オリパラを見据えた、ユニバーサルデザインのまちづくりにふさわしい計画となるのではないのでしょうか。さらにエレベーターの設置費用、管理費用に関しては研究によってどのような結論が出たのかお聞かせください。

5 点目に、未来を見据えたまちづくりについてお伺いします。

王子は新庁舎建設を見据えたグランドデザインの作成、十条は西口の再開発ビルや埼京線の連続立体交差事業など未来を見据えたまちづくりが行われています。

赤羽は、約 20 年前に西口の再開発がなされ、今後は東口や赤羽台のまちづくりに着手していくものと考えております。今年 4 月にオープンした東洋大学の赤羽台キャンパスは赤羽地域の大きな資産として残っていく事になると思いますし、更なる学部の移転も計画されていると聞いております。さて、そこで 2 年前の代表質問で質問をさせて頂いた東口のまちづくりについて再度質問をします。

2 年前の質問では「赤羽のより一層の魅力化のために、赤羽の商店街の真ん中にある赤羽小学校を活用した総合施設を設置できないか。来年百四十周年を迎える伝統ある赤羽小学校は、首都直下型の震災時や荒川決壊での水害から児童を守り、地域の防災拠点となるよう、高台の赤羽台にある隣接の旧赤羽台東小学校に移転し、赤羽台に移転してくる東洋大学とも連携できるような学園都市の中の小学校として新たな歴史をつくっていくという方法もあるのではないか」

との質問に区長は「現在、赤羽では、商店街や自治会などで構成する地域住民主体の赤羽駅東口地区まちづくり全体協議会が活動を行っていて将来にわたって赤羽地区がにぎわい、住み続けられるまちとするための話し合いが行われており、地区の将来像を明らかにする土地利用方針の作成に取り組んでいる。また、今後の赤羽のまちづくりを進めるに当たっては、平成二十九年四月に開設が予定されている東洋大学との連携が重要であるとの観点から、大学の専門性を生かし、学生を交えた地域活動に取り込むべく、協議会から大学に協力要請が行われている。区としては、こうしたまちづくり活動の熟度や合意形成の動向などを捉えながら、提案された施設の誘導や誘致、小学校等公共施設の活用なども含め、さまざまな角度からその可能性について調査・検討し、赤羽の活性化に向けた支援を行っていく。」という答弁でした。

現在も引き続き赤羽まちづくり協議会では議論が続けられていることは承知していますが、最近赤羽小学校の近くでホテルの建設や再開発ビルの計画がなされているとも聞いています。このまま、北区から将来のまちづくりに向けての方針を打ち出さないでいると、未来を見据えた連続性・計画性の乏しいまちづくりになってしまうのではないかと危惧し

ています。北区として早急に、公共施設の活用を含めた基本方針を打ち出すべきと考えますがいかがでしょうか。

次に、コミュニティーバスについてですが、現在運行されているバスも試験運用から10年近くが立とうとしています、他の路線の検討はどのようにお聞かせください。

また浮間・赤羽北など民間バス路線が廃止となったエリアに代替策として、民間病院が運行する送迎バスなどとの連携について以前、質問した回答は「区内交通手段の確保の観点から、民間事業者等との連携を含めて、引き続き、総合的に検討していく。」とありましたが、総合的に検討した結果は怎么样了のか、お聞かせください。

6点目として、施設一体型小中一貫校について質問します。

神谷中サブファミリーにおける施設一体型小中一貫校の開校推進協議会がスタートしました。1回目の質疑では地域住民から「新しい学校の設置について期待もあるが、近隣住民への配慮や、地域と全体の資産価値が上がるような学校を。また、地域の活性化になるものを」等の意見があったようです。地域への様々な配慮をして地域との合意形成は大切だと思いますが、根本は新しい学校に通う児童生徒が本当にこの学校に行っても良かったと言える様々な検討が必要となると考えます。

そこで、「教員の人事権が無い北区がどのように小中の免許を持つ教員を確保していくのか、また、児童の成長発達に一番適した学年の区切りはどのようにするのか」など多くの課題を克服する必要があると考えています。小中一貫教育を推進してきた北区として初めての施設一体型の学校なので、品川区などの先進事例を参考に、最高の学校を創ってほしいと考えています。「学校統廃合の手段」などという批判が出される事が無いよう、教育委員会として施設一体型小中一貫校を目指す理念を述べてください。

以上で、質問を終わります。

前向き、積極的な答弁を期待しています。

ご清聴ありがとうございました。